

訪問看護ステーション LOCAL 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 FIRST RATE が開設する訪問看護ステーション LOCAL(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション LOCAL
- ② 所在地 高知市神田 462-9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

但し、介護保険法と関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

(1)管理者 1名(看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員(常勤換算2.5名以上で内、常勤1名以上)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士相当数 ※必要に応じて雇用する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
* 土曜は午前8時30分から午後12時30分までとする
- ③ 電話等により 24時間常時連絡が可能な体制とし、状況に応じて対応する。
- ④ 緊急時は、主治医の指示のもと、24時間対応可能とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合証に記載された割合額とする。

2 その他の利用料としては、料金表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高知市、土佐市、いの町、須崎市、南国市、大豊町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止のための指針を整備する
- (5) 虐待防止を適切に実施するための担当者を置く

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(身体拘束の制限と緊急対応)

第11条 ステーションは、利用者の身体拘束や行動の制限を行わないことを基本とする。ただし、利用者の生命または身体の安全を守るため、緊急でやむを得ない場合にはこの限りではない。

2 行動を制限する際には、ステーションの身体拘束防止マニュアルに従い、利用者およびその家族に対し十分な説明を行い、同意を得る。また、拘束の態様、期間、利用者の心身状態、必要性の理由及び経過を記録に残す。

(個人情報の保護と秘密保持)

第12条 ステーションは、個人情報保護方針に基づき、利用者やその家族の個人情報を厳重に管理する。

2 職員は、業務を通じて知り得た利用者やその家族の情報を守秘義務の下に保持する。

3 職員が退職後も、業務上知り得た秘密を保持するよう、雇用契約に保密条項を設ける。

(苦情処理の取り組み)

第13条 利用者やその家族は、ステーションのサービスに関していつでも苦情を申し立てることができる。苦情があった場合、ステーションは苦情対応マニュアルに基づき迅速に事実関係を調査し、適切に対応する。

2 利用者に不利益や差別的な扱いをしない。

3 ステーションは、提供サービスに関連する調査協力や必要な改善を行う。

(事故発生時の対応と賠償)

第 14 条 事故が発生した場合、ステーションは事故対応マニュアルに従い、速やかに対応を行う。

2 事故の状況と対処を記録し、必要に応じて賠償を行う。また、事故に適切に対処するために専門の賠償責任保険に加入している。

(業務継続計画の策定と運用)

第 15 条 非常時におけるサービスの継続性を保つため、業務継続計画を策定し、職員に周知し定期的に訓練を実施する。また、計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて更新する。

(感染症対策と衛生管理)

第 16 条 感染症の予防と拡散防止のため、定期的に対策委員会を開催し、その成果を職員に周知徹底する。

2 感染症対策のガイドラインを整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

(ハラスメント対策)

第 17 条 ハラスメントを防止し、適切なサービス提供を確保するための対策を講じる。また、利用者やその家族から不当なハラスメントがあった場合、サービス提供の制限が可能である。これにより、すべての関係者が健全で安全な環境でサービスを受けることができるよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 カ月以内

② 継続研修 必要に応じて適宜実施する

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 FIRST RATE とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 10 条の変更。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 8 条の変更。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

第 5 条の変更。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

第 5 条の変更。

この規程は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

第 9 条の次に 1 条追加し、第 10 条を第 11 条とする。

この規程は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

第 10 条の内容を変更及び第 10 条の次に 7 条追加し、第 11 条を第 18 条とする。

この規程は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。